

社団法人 愛知中央青年会議所定款

第1章 総 則

■名称

第1条 この法人は、社団法人愛知中央青年会議所(AICHI CHUO Junior Chamber Incorporated)という。

■事務局

第2条 この法人は、事務局を愛知県みよし市三好町大慈山二番地11号に置く。

■目的

第3条 この法人は、経済、社会、文化等の向上を図るとともに、国際的な理解と親善を助長し、地域社会の発展と平和に寄与することを目的とする。

■事業

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化等に関する調査研究及び改善に資する事業
- (2) 指導力啓発のための知識及び教養の修得向上に資する事業その他指導能力の開発に資する事業
- (3) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

■運営の原則

第5条 この法人は、特定の個人又は団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

第2章 会 員

■種別

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県日進市、愛知県みよし市、愛知県愛知郡東郷町及び長久手町並びにその近郊に居住又は勤務する20歳以上40歳未満の品格ある青年。
ただし、年度の途中において40歳に達した場合は、その年度内は、正会員の資格を有するものとする。
- (2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であった者で、理事会において承認を得たもの。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会において承認を得たもの。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同しその発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において承認を得たもの。

2. 既に他の青年会議所の正会員である者は、この法人の正会員となることができない。

■会員の権利

第7条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

■会員の義務

第8条 会員は、定款その他の規定を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

■入会金及び会費

第9条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

■入会

第10条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

■退会

第11条 会員は、退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

2. 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

■除名

第12条 会員が次の各号（やむを得ない理由によりこの法人の活動に参加できない会員で理事会の承認を受けたものにあつては、第3号を除く。）のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会費納入義務を著しく履行しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) 総会又は例会等への出席義務を著しく履行しないとき。

(4) その他会員として適当でないと認められるとき。

■会員資格の喪失

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1)退会したとき。

(2)除名されたとき。

(3)死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4)破産手続きの開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

■権利の喪失

第14条 退会した者は又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費の返還この法人の資産に対して何らの請求をすることができない。

第3章 役員

■種別及び選任

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 2人以上5人以内

(3) 専務理事 1人

(4) 理事（理事長及び副理事長を含む。）20人以上25人以内

(5) 監事 2人

2. 役員は、この法人の正会員であることを要し、総会において選任する。

3. 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者又は所管する官庁の出身者（現職を含む。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を越えてはならない。また同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を越えてはならない。

4. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であつてはならない。

5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

■職務

第16条 理事長は、この法人を代表し、所務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務及び渉外業務を執行する。
4. 理事は、理事会を構成し、所務の執行を決定する。
5. 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況について不正の事実を発見したときは、これを総会又は愛知県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

■任期

第17条 役員の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

■解任

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

■直前理事長

第19条 この法人は、直前理事長を置く。
2. 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。
3. 直前理事長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

■顧問

第20条 この法人に顧問を置くことができる。
2. 顧問は理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第4章 総 会

■種別

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

■構成

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

■機能

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

■開催

第24条 通常総会は、毎年1月及び12月に開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は総正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

■招集

第25条 総会は、理事長が招集する。
2. 総会を招集するには会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。
3. 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

■議長

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

■定足数

第27条 総会は、正会員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

■議決

第28条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

■書面表決等

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

■総会の決議事項通知

第30条 理事長は、総会の終了後遅滞なく、その決議事項を正会員に書面で通知しなければならない。

■議事録

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 理 事 会

■構成

第32条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

■権能

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

■開催

第34条 理事会は、毎月1回以上開催するほか、理事長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

■招集

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事会を招集するには理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

3. 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に招集しなければならない。

■議長

第36条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した副理事長がこれに当たる。

■定足数

第37条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

■議決

第38条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

■規定の準用

第39条 第29条及び第31条の規定は、理事会にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と「前2条」とあるのは「第37条及び第38条」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6章 例会及び委員会

■例会

第40条 例会は、毎月1回以上開催する。

2. 例会の運営は、事業計画に基づき、理事会で定める。

■委員会の設置

第41条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究し、又は実施するために委員会を置く。

■委員会の構成

第42条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

3. 副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。

4. 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、直前理事長及び監事を除き、原則として会員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 資産及び会計

■資産の構成

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

■資産の管理

第44条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

■経費の支弁

第45条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

■会計区分

第46条 この法人の会計は、各会計年度毎に、次の3種類の区分で処理する。

- (1) 一般会計 通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- (2) 特別委会計 一般会計で処理するに不相当と認められる大規模又は特殊事業に関する収支を事業別に経理する。
- (3) 基金会計 基金となるべき収支により積立てられた資産及びその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

■予算及び決算

第47条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査

を経て、総会の承認を得なければならない。

■長期借入金

第48条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の借入れを除き、総会の議決を経て、愛知県知事へ届け出なければならない。

■会計年度

第49条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

■会計書類等

第50条 理事長は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催日の7日前までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 会計報告書（収支決算書、財産目録、貸借対照表）
2. 監事は、前項の書類を受理したときは、厳正な監査を行い意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、第1項の書類に前項の意見書を添えて通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

■定款の変更

第51条 この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

■解散及び残余財産の処分

第52条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 解散に伴う残余財産の処分は、総会において、総正会員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

■清算人

第53条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2. 清算人は、就任の日から速やかに清算事務を処理し、愛知県知事に届け出なければならない。

第9章 事務局

■設置等

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

第10章 雑 則

■関係書類の備付け

第55条 この法人は、常に次の書類及び帳簿を備え付けておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 許可、認可等及び登記に関する事項
- (7) 会議の議事に関する書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

■関係書類の閲覧

第56条 会員は、前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2. 理事長は、会員が前項の規定により書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。

■委任

第58条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

■附則

この改正定款（平成11年12月3日一部改正）は、平成12年1月1日より施行するものとする。

この改正定款（平成17年12月20日一部改正）は、平成18年1月1日より施行するものとする。